

令和4年

第1回おいらせ町議会定例会

議案書

(議会運営委員会発委)

青森県おいらせ町

令和4年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 目次

<p>発委第1号</p>	<p>ロシアのウクライナ侵攻に対して抗議する決議(案)について</p>	<p>1</p>
	<p>以下余白</p>	

発委第1号

ロシアのウクライナ侵略に対して抗議する決議（案）
について

上記の議案を別紙のとおり、おいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和4年3月11日

提出者 おいらせ町議会
議会運営委員会委員長 松 林 義 光

提案理由

ロシアのウクライナ侵攻行為は国際社会の平和と安全を著しく損ない明白な国際法違反であり、断じて容認することができない。ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時攻撃を停止し完全撤退を求める。政府においては、現地在留邦人の安全確保及び国際社会と緊密に連携し、ロシアに対して迅速かつ厳格な制裁措置をとるよう決議書を提出するものである。

ロシアのウクライナ侵攻に対して抗議する決議（案）

去る2月24日、ロシアは、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの侵攻を開始した。そして、首都キエフへの攻撃を開始するなど、ウクライナ全土への軍事攻撃を行っている。この強行された軍事侵攻は、国際法上許されるものではなく、人権を著しく阻害し、対話を無視した世界の平和を脅かす暴挙である。

このように、力を背景とした一方的な現状変更をしようとする軍事侵攻は、明白な国際法違反であり断じて容認することができない。

よって、当町議会においては、国際秩序への挑戦ともいえる今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時攻撃を停止し完全撤退を求めるものである。

また、政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して迅速かつ厳格な制裁措置をとるよう強く要請する。

以上決議する。

令和4年3月11日

内閣総理大臣 殿

青森県おいらせ町議会議長 西 舘 秀 雄